

[事案 2023-311] 新契約無効請求

・令和 6 年 11 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

自分の意思にもとづかない契約であることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 10 月に乗合代理店を通じて契約した定期保険について、募集人が自分に無断で実在しない人物を自分の配偶者として死亡保険金受取人としたことから、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、死亡保険金受取人欄にあらかじめ氏名が印字された申込書に署名をし、当社に提出している。
- (2) 令和 4 年 7 月に、申立人から当社に対して、「今は妻が受取人になっているが、受取人を妹に変更したい」との申し出があり、申立人に対して変更請求書を送付したが、書類が返送されなかったため、受取人変更はなされていない。
- (3) 仮に、契約時に、申立人に死亡保険金受取人につき誤認があったとしても、契約後に受取人変更手続が可能であり、契約が無効となるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申込書では、死亡保険金受取人と指定代理請求人の名の漢字表記が異なるが、いずれも申込書には申立人の配偶者と記載されている。募集時に、死亡保険金受取人・指定代理請求人の指定について、適切な確認や配慮がなされておらず、また、保険会社でも引受段階でのチェックが十分になされていなかったものと言える。
- (2) 募集人は、契約時に同席した人物が申立人の配偶者ではなく、死亡保険金受取人として指定された通りの氏名の人物が実在しないことを認識していながら、敢えて契約手続を行った可能性も完全に否定することはできない。
- (3) 本件は、募集人がすでに退職しており、募集人の事情聴取を実施することができなかったため、募集の経緯について確認することができず、実際の経緯は不明であるというほかないが、本件募集における募集人の行為が適切なものではなく、そのことが本件紛争の原因となった可能性は否定できない。